第三十一回国会　参議院地方行政委員会会議録第八号

昭和三十四年二月十二日（木曜日）午前十一時五十分開会

委員の異動

二月十日委員森八三一君辞任につき、その補欠として高瀬荘太郎君を議長において指名した。

二月十一日委員高瀬荘太郎君辞任につき、その補欠として森八三一君を議長において指名した。

本日委員田中啓一君辞任につき、その補欠として大谷瑩潤君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　館　哲二君
理事　大沢　雄一君　占部　秀男君　鈴木　壽君
委員　大谷　瑩潤君　郡　祐一君　小柳　牧衛君　成田　一郎君　松澤　兼人君　森　八三一君
国務大臣　国務大臣　青木　正君
政府委員　自治庁行政局長　藤井　貞夫君
事務局側　常任委員会専門員　福永与一郎君

本日の会議に付した案件

○市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第三八〇号）（第五六八号）（第五六九号）（第五八七号）（第七二六号）

○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員長（館哲二君）　これから委員会を開きます。

委員の異動を報告いたします。

本日、田中啓一君が辞任されまして、大谷瑩潤君が後任として選任せられました。

○委員長（館哲二君）　本日は、前回に引き続きまして、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について御審議を願うのでありますが、ただいまでに、この法律案に関連のある請願が五件本委員会に付託になっております。つきましては、この際、法律案審査の参考といたすために、まず、これらの請願の審査を行なっておきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館哲二君）　御異議がないようでありますから、これから請願について、お手元に差し上げてあります第三百八十号、五百六十八号、五百六十九号、五百八十七号並びに七百二十六号の五件を一括しまして議題に供します。

専門員から説明を聴取いたすことにいたします。

○専門員（福永与一郎君）　ただいまの請願五件、いずれも市町村職員共済組合法附則第二十九項の問題でございまして、すなわち短期給付に要する市町村負担金の特例期間に関するものでございます。

内容は、この特例期間が満了をいたします三十四年の満了後、すなわち、三十五年一月一日以後は、折半負担の原則に今のままで参りますと従うことになるわけでありますが、それは現在の実情に沿わないので、これを特例期間が満了する以後は、組合の自主的決定できまるように、法律の改正をお願いしたいという趣旨のものでございます。

○委員長（館哲二君）　今お聞きとりのような請願でありますが、何か御質疑等ありますか。――政府側にも別にございませんか。

○政府委員（藤井貞夫君）　特にございません。

○委員長（館哲二君）　それでは、別に御発言もありませんから、請願の審査につきましてはこの程度にいたしまして、請願の願意をしんしゃくの上、法律案の審査をお願いいたしたいと思います。

○委員長（館哲二君）　前回に引き続きまして、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして質疑を行います。

質疑のおありの方は、御発言を願います。――別に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、直ちに採決に入ります。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（館哲二君）　全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館哲二君）　御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

二月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項を次のように改め、同条第四項中「制限について必要な事項は、市町村条例」を「技術上の基準は、政令」に改める。

製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

第十一条を次のように改める。

第十一条　製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、消防本部及び消防署を置く市町村の区域にあつては当該市町村長、消防本部及び消防署を置かない市町村の区域にあつては当該区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

前項の市町村長又は都道府県知事（以下この章において「市町村長等」という。）は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合する

ものであるときは、許可を与えなければならない。

第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、第一項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、同項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十二条を次のように改める。

第十二条　製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者に対し、技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二　市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が左の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

一　第十一条第一項の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。

二　第十一条第三項に規定する完成検査を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。

三　第十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

四　第十三条第一項の規定に違反したとき。

第十二条の三　製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十三条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項中「取扱主任者」を「危険物取扱主任者」に改める。

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物取扱主任者免状の交付を受けている者のうちから、危険物取扱主任者を定め、危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、前項の規定により危険物取扱主任者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

第十三条の二　危険物取扱主任者免状の種類は、甲種危険物取扱主任者免状及び乙種危険物取扱主任者免状とする。

危険物取扱主任者免状の交付を受けている者がその取扱作業に関して保安の監督をすることができる危険物の種類は、前項に規定する危険物取扱主任者免状の種類に応じて命令で定める。

危険物取扱主任者免状は、都道府県知事の行う危険物取扱主任者試験（以下「危険物取扱主任者試験」という。）に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

都道府県知事は、左の各号の一に該当する者に対しては、危険物取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一　次項の規定により危険物取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの

都道府県知事は、危険物取扱主任者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反しているときは、その危険物取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

前五項に規定するものの外、危険物取扱主任者免状の書換、再交付その他危険物取扱主任者免状に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の三　危険物取扱主任者試験は、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行う。

危険物取扱主任者試験の種類は、甲種危険物取扱主任者試験及び乙種危険物取扱主任者試験とする。

左の各号の一に該当する者は、甲種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは短期大学において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

二　乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者

六月以上危険物取扱の実務経験を有する者は、乙種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

前四項に規定するものの外、危険物取扱主任者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、命令で定める。

第十四条第一項中「市町村条例で定める資格を有する映写技術者でない者」を「映写技術者免状の交付を受けていない者」に改め、同条第二項中「市町村条例で定める資格を有する所属の」を「映写技術者免状の交付を受けている者のうちから、」に、「所轄消防長又は消防署長」を「市町村長等」に改め、同条同項に後段として次のように加える。

これを解任したときも、同様とする。

第十四条第二項の次に次の二項を加える。

第一項に規定する映写技術者免状は、都道府県知事が行う映写技術者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

第十三条の二第四項から第六項まで並びに第十三条の三第一項及び第五項の規定は、映写技術者免状及び映写技術者試験について準用する。

第十五条第一項中「映写室は、市町村条例で定める」を「政令で定める映写室は、政令で定める技術上の基準に従い、」に改め、同条第二項中「映写室を設置し、又は廃止した者及び」及び「、市町村条例の定めるところにより」を削り、同条第一項に次の一項を加える。

前項の映写室を設置し、又は廃止した者は、その旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十六条を次のように改める。

第十六条　危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

第十六条の次に次の五条を加え

る。

第十六条の二　第十三条の三第一項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施に関する事務を行わせるため、都道府県知事の監督に属する危険物取扱主任者等試験委員を置く。

前項の危険物取扱主任者等試験委員の組織、任期その他危険物取扱主任者等試験委員に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第十六条の三　製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置若しくは変更の許可、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の完成検査、危険物取扱主任者若しくは映写技術者の試験又は危険物取扱主任者免状若しくは映写技術者免状の交付、書換若しくは再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第十六条の四　市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防事務に従事する職員に、製造所、貯蔵所若しくは取扱所に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱が技術上の基準に適合しているかどうかを検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物を収去させることができる。

第四条第四項から第六項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十六条の五　消防本部若しくは消防署の設置又は廃止により、あらたに消防本部及び消防署が置かれることとなつた市町村又は消防本部及び消防署が置かれないこととなつた市町村の区域に係る第十一条、第十二条第二項、第十二条の二、第十二条の三、第十三条第二項、第十四条第二項及び第十五条第二項に規定する当該行政庁に変更があつた場合においては、変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出は、変更後の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす。

第十六条の六　この章の規定は、航空機、船舶、鉄道及び軌道による危険物の貯蔵、運搬、詰替その他の取扱には、これを適用しない。

第四十一条第一項第三号中「第十五条」の下に「第一項」を加える。

第四十二条第一項第一号を次のように改める。

一　第十一条第一項の規定に違反して製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置し、又はその位置、構造若しくは設備を変更した者

第四十二条第一項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「違反して」の下に「危険物」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加え、同項第七号中「所属の」を削る。

二　第十一条第三項の規定に違反した者

三　第十二条の二の規定による命令に違反した者

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　第十条第三項又は第十六条の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

前項の罰を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第四十四条第二号中「第四条」の下に「、第十六条の四」を加え、同条第三号中「第一項又は第十四条第二項」を「第二項、第十四条第二項又は第十五条第三項」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十三条の二第五項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第四十五条中「第十一条」を「第十一条第一項若しくは第三項」に、「第十二条第一項」を「第十二条の二」に、「及び第十五条の規定並びに第十六条の規定による市町村条例」を「、第十五条第一項若しくは第三項又は第十六条」に改める。

別表中第十条第一項及び第十一条の数量の欄中「第十条第一項及び第十一条の」を削り、同表備考第二号を次のように改める。

二　動植物油類とは、常温で液状となる動植物油類であつて、不燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管されているもの以外のものをいう。

同表備考第八号の次に次の一号を加える。

九　塗料類その他品名の異なる危険物を混合したものの属する品名は、命令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基く市町村条例によりなされている許可の申請、届出その他の手続又は同章の規定に基く市町村条例によりなされた許可その他の処分は、それぞれこの法律による改正後の相当規定に基いてなされた手続又は処分とみなす。

3　この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基く市町村条例が制定されていない市町村の区域において設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所については、この法律の施行の日から起算して三月間は、この法律による改正後の第十条第一項から第三項までの規定、第十一条第一項から第三項までの規定および第十二条第一項の規定は、適用しない。この場合において、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、命令で定めるところにより、その期間内に市町村長等に届け出たときは、その者は、この法律による改正後の第十一条第一項及び第三項の規定により、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について設置の許可及び完成検査を受けて使用しているものとみなす。

4　この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の第十三条第二項又は第十四条第一項の規定に基き市町村条例で定める取扱主任者又は映写技術者の資格を有する者は、この法律による改正後の第十三条の二第三項又は第十四条第三項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、この法律により危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けた者とみなす。

5　前項の取扱主任者又は映写技術者が、昭和三十六年三月三十一日までの間において都道府県知事の指定する講習を修了したときは、その者は、この法律による改正後の第十三条の二第三項又は第十四条第三項に規定する試験に合格した者とみなされ、それぞれ危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けることができる。

6　この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基く市町村条例が制定されていない市町村の区域において、現に製造所、貯蔵所又は取扱所に係る危険物の取扱作業に関して保安の監督をしている者又は映写室の映写機を操作している者は、この法律による改正後の第十三条の二第三項又は第十四条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、当該市町村の区域に限つて、この法律により危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けた者とみなす。ただし、この法律の施行の日から起算して三月以内に市町村長等に届け

出なかつたときは、この限りでない。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の二第一項中「及び第十一条」を削る。

二月十一日本委員会に左の案件を付託された。

○国有資産等所在市町村交付金増額等に関する請願（第六九一号）

○地方財政法附則3改正に関する請願（第六九二号）

○地方税の減税措置に関する請願（第七一五号）

○市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第七二六号）

○公債費対策に関する請願（第七九二号）

第六九一号　昭和三十四年一月三十一日受理

国有資産等所在市町村交付金増額等に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　大坪静夫

紹介議員　田中　茂穂君

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項第二号の国有林野関係の交付金は、固定資産課税標準単価に面積を乗じ、その一・四パーセントが交付金となつており、従つてその額はきわめてわずかで今日の経済事情に即しないばかりでなく、各市町村の固定資産課税標準単価の差に応じて一町歩当りの交付金額にいちじるしい差を生じ不合理な点が見受けられるから、一・四パーセントの交付率を大幅に引き上げるとともに、一率に各市町村の固定資産標準単価を基礎とするのでなく、平等割を加味して、同種の国有資産に対する交付金の均衡を図られたいとの請願。

第六九二号　昭和三十四年一月三十一日受理

地方財政法附則3改正に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　大坪静夫

紹介議員　田中　茂穂君

地方財政法施行令第十九条に、農地法にかかわる土地利用関係調整に要する経費のうち、地方公共団体が負担すべきものを規定しているが、これは本来国の事業として地方財政法第十条の四にかかげるごとく、当然地方公共団体は負担義務を負わない経費であるが、同法附則3の前段において暫定措置として当分の間地方公共団体の負担とせられ現在に至つているものである。しかるに、一例を農地等の買収売渡実績確定調査費にみられるごとく、国が負担する額はきわめて微々たるもので大部分は地方公共団体の負担となつており、地方財政、住民の福祉を圧迫している実情は黙過しがたいから、施行令において規定せられる事務の円滑と窮迫せる地方財政の負担軽減の見地からも、地方財政法の本旨にそい、地方財政法附則3の前段を削除せられたいとの請願。

第七一五号　昭和三十四年二月二日受理

地方税の減税措置に関する請願

請願者　福島県議会議長　河原田盛雄

紹介議員　石原幹市郎君

目下懸案の減税案実施の暁は、地方歳入に巨額の減収をきたし、これが補てんの措置方針及び方法等が不明確であることは減税の趣旨にかんがみ適当ではないから、地方財政の確立を期するため、(一)地方交付税率を一・五パーセント、たばこ消費税率を三・四パーセントそれぞれ引き上げること、(二)個人事業税については三十五億円以下とすること、(三)入場税、遊興飲食税の改正はこの際行わないこと、(四)減税に伴う補てんのための地方団体間の財源調整は行わないこと等の措置を講ぜられたいとの請願。

第七二六号　昭和三十四年二月三日受理

市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者　山口市新道山口市役所内市町村職員共済組合法改正期成山口県協議会内　田中進外六千四百三十六名

紹介議員　木下　友敬君

現行市町村職員共済組合法第六十六条及び第六十八条において、短期給付における市町村職員の掛金と市町村負担金の割合はこれを同額とすることが規定せられ、また、附則第二十九項によると経過措置として、市町村職員健康保険組合から同共済組合に移行の際健康保険組合の掛金の率を上回るものについては、昭和三十四年十二月三十一日まで市町村が負担することに定められているが、このことは、(一)市町村職員共済組合は、国の施策として国家が行う健康保険制度に代るものとして発足したものであること、(二)この制度の実施を組合方式にゆだねている以上、共済組合の本旨から、必要な事業資金の負担方法は、組合が自主的に規約をもつて定めることが適当と考えられること、(三)現行のまま推移すると昭和三十五年一月一日から自動的に負担割合は折半となり、市町村職員の負担は著しく増大し、国家公務員共済組合の職員の掛金と比較するとき大きな差が生じ、共済組合の本旨からみて適当でないと考えられること、(四)市町村職員共済組合法の適用を受けない市町村(主として大都市)は、いずれも健康保険組合を組織し、この掛金、負担金の負担割合は規約をもつて定められていること等の理由から妥当のものと考えられないから、昭和三十五年一月一日以降の掛金と負担金の負担割合を、組合の規約をもつて定められるよう、市町村職員共済組合法の一部を改正せられたいとの請願。

第七九二号　昭和三十四年二月五日受理

公債費対策に関する請願

請願者　島根県議会議長　室崎勝造

紹介議員　佐野　廣君

政府は公債費処理についての抜本的対策をおこなわずわずかに地方交付税の配分を通じてその緩和をはからんとしているが、この程度の措置ではとうてい今後激増する公債費を処理することは不可能になりますます地方財政を圧迫することになるから、公債費に対する恒久的対策として、特別法を制定せられると共に特別の財源措置を講ぜられるよう格段の考慮を払われたいとの請願。

昭和三十四年二月十四日印刷　昭和三十四年二月十六日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局